

犯罪の被害にあった子ども・きょうだいのための
サポートブック



～ は じ め に ～

本人・家族が犯罪被害にあった子ども・きょうだいをサポートするみなさまへ

福岡県では平成 30 年に、犯罪被害者やその遺族を支援するため、「福岡県犯罪被害者等支援条例」を議員提案により制定しました。この条例に基づき、同年 12 月には各種施策を総合的・計画的に推進するため「福岡県犯罪被害者等支援計画」を策定し、取り組みを進めてまいりました。

令和 3 年度に第 2 次計画を策定するにあたっては、有識者等からいただいた、犯罪被害に遭った子どもだけでなくそのきょうだいへの支援を検討する必要があるとの御意見をふまえ、「犯罪被害に遭った子ども及び家族に対する理解の促進」を具体的施策に盛り込みました。

警察白書によると、令和元年から令和 5 年までの 5 年間に、13 歳未満の子どもが被害者となった刑法犯の件数は、毎年 1 万件前後で推移しており、日々多くの子どもが犯罪に巻き込まれています。

また、警察庁の資料によると、犯罪被害者である子どもに、きょうだいがいる場合には、保護者がきょうだいに十分な愛情を注ぐ余裕がなくなり、後にきょうだいへの影響が出てくる可能性があることが指摘されています。

そのため、犯罪被害に遭った子どもや、そのきょうだいに係る支援の参考としていただけるよう本冊子を作成しました。

本冊子を保護者や支援者のみなさまに御活用いただいて、本人・家族が犯罪被害にあった子どものサポートの一助となれば幸いです。

福岡県人づくり・県民生活部生活安全課

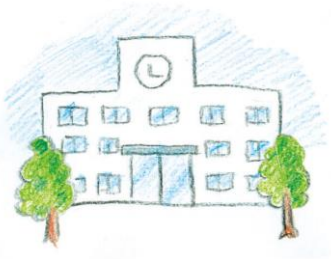
目 次

はじめに	P 1
実際に受けた支援の例	P 2～3
犯罪被害にあった子どものサイン	P 4
犯罪被害にあった子どもやきょうだいに起こる「心身の変化」	P 5～6
二次的被害で子どもの心が更にダメージを受けないために	P 7
支援のサイクル	P 8～9
もしも犯罪被害にあってしまったら	P 10～14
支援機関の一覧	P 15～16

※本冊子は、熊本県作成の「犯罪の被害にあった子ども・きょうだいのためのサポートブック」を参考に作成しました。

実際に受けた支援の例

犯罪被害にあうと生活は一変します。被害者は自分を責めて、抱え込みがちです。また、関係者や周囲の人も苦しみます。その苦しみを少しでも解消するために、ここでは、被害者やそのきょうだいが実際に受けた支援の例を紹介します。



●学校

- ・チーム学校として関係機関等と連携し、説明会を開くなど保護者に理解と協力を求めていただきました。
- ・被害児童やきょうだいの登校再開に向け、様々な不安の解消のために、取り組んでいただきました。



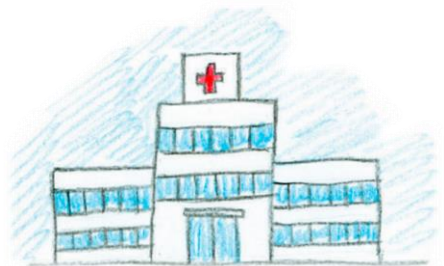
●スクールカウンセラー・ ソーシャルワーカー

- ・人目につかない、声がもれない安心できる環境で話を聞いてくれました。
- ・「話したくなったら話してね」と、気持ちを共感的に受け止めてくれました。

●病院

- ・親や子ども、きょうだいのカウンセリングをしてくれました。
- ・被害者に適用される医療制度等（例：第三者行為の傷病届など）を教えてくださいました。

※ 「第三者行為による傷病届」：第三者（加害者）において人に損害を与えた場合には、その治療費を負担する義務があり、被害者は加害者に対し損害賠償を請求する権利がありますが、被害者が第三者から受けたケガ、病気について健康保険を使い治療を受けた場合には、健康保険協会がその費用を第三者（加害者）に請求することができます。



●近所・親戚

- ・食事の心配をしてくれたり、一緒に悲しんだり、遊んだり、いつも誰かがそばにいてくれました。
- ・近所の方が静かに見守ってくれました。
- ・普通に挨拶をし、今まで通りのつきあいができました。
- ・気持ちをじっくりと聞いてくれました。

※親戚等もショックを受けて悲嘆に暮れて思うように接することができなかったり、抱え込んでしまうことがあります。専門家の力も借りましょう。



●警察

- ・事件直後から、家族に寄り添ってくれました。
- ・何度も連絡をするなど、気遣ってくれました。

※「指定被害者支援要員制度」：警察において指定された警察職員（指定被害者支援要員）が、事件発生直後から犯罪被害者に付き添い、必要な助言、指導、情報提供等を行ったり、被害者支援連絡協議会等のネットワークを活用しつつ、部外のカウンセラー、弁護士会、関係機関又は犯罪被害者等の援助を行う民間の団体等の紹介や引継ぎなどをする制度です。

●被害者支援センター

- ・何をどうしたらいいかわからない時に様々な情報を教えてくれ、気持ちに寄り添ってくれました。
- ・何度も辛い話をしなくてすむように病院、裁判所など、不安だと思ふところに一緒に出向いて説明してくれました。



●弁護士

- ・裁判に関する説明を事前にしてもらったので、裁判に出席し質問や心情を述べることができました。

※「被害者参加制度」：犯罪被害者等とその依頼を受けた弁護士は、一定の重大な事件について被害者参加人として刑事訴訟の公判期日等に出席し、証人尋問、被告人質問及び論告をおこなうことができます。貧困のため被害者参加弁護士を選定できない被害者参加人に対しては、国選被害者参加弁護士制度も設けられており、法テラスが支援しています。



●行政

- ・お母さんが色々な手続きに行くと、担当の人がきて一度に対応してくれました。

※被害者は様々な手続きを行政でしなければなりません。ワンストップの支援の重要性が指摘されています。

- ・家事を手伝う人を派遣してくれました。

※ホームヘルプといった日常生活の支援を行う仕組みや、見舞金の支給や公営住宅の入居への配慮を行っている自治体もあります。

●児童相談所

- ・親子一緒に話を聞いてもらい、必要なケアを受けることができました。
- ・一緒に身体を動かしたり、おもちゃで遊んだりしながら、子どもの気持ちをほぐしてくれました。

●精神保健福祉センター

- ・じっくり話を聞いたのち、様々な情報を教えてくれました。

●友達

- ・宿題をもってきてくれたり、休んでいてわからない勉強を教えてくださいました。
- ・変わらず友達でいてくれました。



犯罪被害にあった子どものサイン

サインのない姿が、サインの時もあります

多くの子どもは犯罪被害を打ち明けません。言葉では「何か困っている？」と聞いても「別に（ない）」と答えてしまいがちです。そのため、保護者や支援者が大丈夫と判断して、子どもの話を聞くのを止めてしまう場合もあります。

犯罪被害にあった子どもやきょうだい、家族が犯罪被害にあった子どもから明確なサインが出るかどうかは、わかりません。しかし、子どもの様子をじっくり観察していると、見えてくる特徴があります。事件前後の様子を比較して状態を把握することが必要で、そのためには日常的に子どもの様子を見守る人の情報がとても大切です。

＜犯罪被害にあった子どもの気持ちの例＞

- 1 被害にあった自分を責める
- 2 思い出すのも苦痛で、とても話ができない
- 3 大人を心配させてはいけないと気づかう
- 4 「このくらいたいしたことではない」と思おうとしている（否認）
- 5 加害者からの報復を恐れている
- 6 「信じてもらえない」「話すと大変なことになる」と黙る
- 7 ほのめかしてみたが、気づいてもらえず失望する

＜犯罪被害にあった子どものきょうだいの気持ちの例＞

- 1 何が起きているのかが、わからなく、身動きできない
- 2 詳しい説明を聞きたい反面、聞きたくないとも思う
- 3 親がいなくなったらどうしようと、不安で親に対して必要以上に笑顔になる
- 4 自分のことは我慢して、後回しにする
- 5 いつもと同じようにつとめて過ごそうとする
- 6 「自分があの時もっと～していたら」など、自分を責める
- 7 夜に布団をかぶって泣いてしまう
- 8 いつもの反発をやめて、いい子になってしまう
- 9 一人で抱え込む



犯罪被害にあった子どもや きょうだいに起こる「心身の変化」

重大な事件に巻き込まれると、子どもたちの心と身体には様々な反応や症状が出ることがあります。例えば、悲しいはずなのに涙を流しません。赤ちゃんのようにベタベタします。授業には参加できないが、クラブ活動には参加するなどが起こります。事件を契機に成績が下がる子も多くいます。

アンバランスな子どもの様子は、一見、周囲には不思議な態度に見えますが、これらは、ショッキングな出来事を体験した時に出る自然な反応や症状です。この時、周囲が間違った対応をすると、子どもの心はダメージを受けて、更に深刻化、重篤化することがあります。子どもの「心身の変化」は自然な反応や症状として受けとめましょう。

<心とからだに起こること>

感情のマヒ

怖くて不安

悲しみや怒り

からだの調子が悪い

ほかにも…



●感情のマヒ

- ・ 事実を受け入れられない
- ・ 辛い、悲しいという感情が沸いてこない
- ・ 涙が出ない
- ・ 重要な部分を思い出せない
- ・ 出来事に関連する思考、人、場所を避けようとする（回避）

犯罪被害にあった子どもやきょうだいに起こる「心身の変化」

●悲しみや怒り

- ・ひとりぼっちで孤立している感覚や疎遠感をもつ
- ・苦しい気持ちが続く
- ・過剰な警戒心をもつ
- ・いらだたしさと激しい怒りをだす
- ・悲観的になり、希望が持てない

●怖くて不安

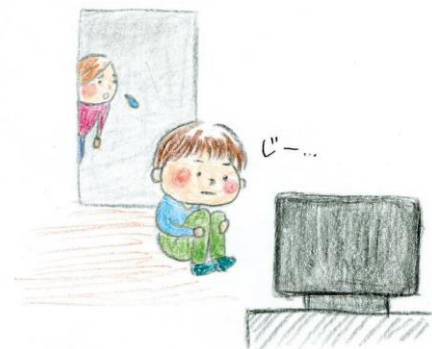
- ・その時に引き戻されたような感覚（フラッシュバック）が起こる
- ・思い出したくないのに繰り返し思い出し苦しむ
- ・悪夢を見る
- ・灯りをつけないと眠れない
- ・恐怖、怒り、罪責感、恥などの気持ちが持続する
- ・些細なことで心臓がドキドキする
- ・赤ちゃん返りをして、幼い子のように甘えたり、ひっついたりする

●からだの調子が悪い

- ・発熱や腹痛が出る
- ・震える、固まる
- ・汗をかく、だるい、しんどい
- ・睡眠の問題が生じる（寝付けない・途中で目が覚める）
- ・食べ吐きをしてしまう、もしくは食べない

●ほかにも

- ・勉強や遊び、好きな事にも集中できない
- ・勉強やスポーツに熱中し、過剰に没頭する
- ・教室には入れないが、部活は参加できる
- ・家族との会話が減る、反抗する、良い子を演じる
- ・無謀な、または自己破壊的な行動をとる
- ・まるで何事もなかったように普通にふるまう
- ・急にはしゃぎだす



など

二次的被害で子どもの心が更に ダメージを受けないために

子どもが悲しみや苦しみ状態にあるとき、周囲の大人は応援したいと思います。

しかし、善意の言葉が子どもの心に、更なるダメージ（二次的被害）を与える場合があります。

<二次的被害の例>



安易に子どもの話を評価したり、決めつけたり、励ましたりするのではなく、子どもの話をよく聞き、寄り添う、一緒に遊ぶなど、子どものペースに合ったサポートをしましょう。

必要以上に自分を責めている場合等は、「あなたは悪くない」と伝えてあげましょう。

<こんなふうに接しましょう>



心配だからいろいろと言いたくなるもの。でも、今は良き聞き役になります。



そばにいてほしい。そんな時は、ただ、ただ、一緒にいます。



「あなたのことが大切」という気持ちを言葉や態度で伝えましょう



「今はいりません」を素直に受け入れましょう。根気良く、サポートしましょう。

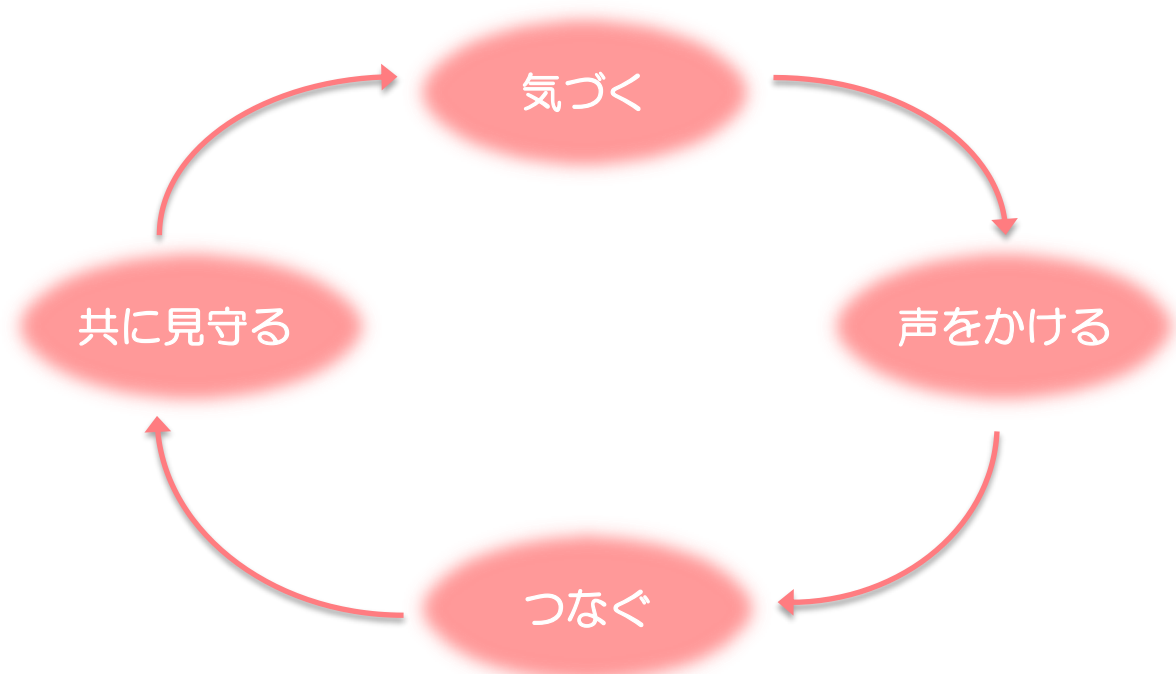
※福岡県では「二次的被害防止マニュアル『犯罪被害からの回復のために』」を作成していますので併せてご参照ください。

掲載場所：<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/nijitekihigaiboushimanual.html>

（犯罪被害者等の二次的被害防止マニュアルについて）



支援のサイクル



<例えば>

- 1 **気づく** 子どもの様子がいつもと違う。
例（目の下にクマがあり眠れていないようだ）
- 2 **声をかける** 人に見えない・聞かれない安心して話せる場で、子どもの話を聞きます。
- 3 **つなぐ** 必要な時は、医療機関や関係機関、専門家などにつなぎます。
- 4 **共に見守る** 子どもの様子が安定してきたように見えても、見守ります。

<まずは、周囲の大人が落ち着いていることが大切です>

まわりの大人が落ち着いて子どもに接してあげると、子どもも落ち着きを取り戻してきます。しかし、大人が自分の気持ちを抑えつけていると、子どもはそれを真似てしまい、自分のつらい気持ちを表さなくなります。親も、「私は、今こんなふうに感じている」と、子どもにわかる言葉で説明して、いろんなことを感じていてもいいのだと教えてあげてください。

また、子どもから衝撃的な話を聞くと、親のほうに耐えられなくなることもあります。そのような場合は、親自身が誰か身近な人に話を聞いてもらうことが必要です。それでもつらい時には専門職(カウンセラーや医療機関)に助けを求めましょう。

話す？話さない？ 子どもが話そうとしている時は、しっかり聴いてあげましょう

子どもは何度も同じ話を繰り返すかもしれませんが、話すことで頭の中が整理されるので、その度に聴いてあげてください。もちろん話したがない子どももいますから、その時には無理に聞き出そうとせず、「話したくなったらいつでも聴くからね」と伝えてあげてください。

正確な情報 情報は正確に伝え、うわさ話はやめましょう

事実を子どもにどう伝えるべきかは悩むところです。きちんとした説明がないと、うわさ話が広がり、いろいろな想像をさせ、かえって子どもを不安にさせてしまいます。悩むときは、学校からの「お知らせ」も参考にしてください。

体の手当 体の症状を訴えている時は、体への手当をしてあげましょう

体の症状の治療のために病院に連れていくことが大切です。苦痛を和らげるとともに、手当をしてもらうことで「守られている」という安心感を子どもに与えます。

ひとりぼっちにしない そばにいてあげましょう

小さい子のように甘えて一人になりたがらないときは、つきはなさないで、できるだけそばにいてあげてください。甘えることで心がいやされるので、そうしているうちに、たいていは徐々に落ち着いてきます。しばらくは、幼い子のつもりで接してみてください。

子どもをしからない 強がっていても不安でいっぱいです

まるで何事もなかったかのように普通にふるまったり、逆にはしゃぐのを見て、驚かされることがあります。これは悲しみやショックを子どもの小さな体で受け止めることができずに、それを打ち消そうと必死で抵抗していることの表れです。本当は不安でいっぱいなのです。しかるのではなく、「悲しいね」などと気持ちを代弁してあげてください。

いい言葉が見つからないときは、手を握ったり、背中をさすったりするなど、やさしく接してあげましょう。

ふだんの生活 日常生活を保つことも大切です

予期せぬ出来事を体験すると目に映る世界がそれまでとは違って見えてきます。だから学校も家庭も可能な限り普段どおりの生活を送れるようにしてあげてください。食事、睡眠、勉強、遊びといった、いつもしていることを続けてください。これは悲しみやショックを無視するということではありません。悲しみを中心としながらも、日常生活を保つことで回復していく力を低下させないためです。もちろんあまりにショックが強くて日常生活を保つことができないこともありますので、その場合には専門職（カウンセラーや医療機関）に相談してください。

※全国精神保健福祉センター長会「心だってケガをすることがあります」より

もしも犯罪被害にあってしまったら

＜犯罪被害にあった子ども／家族が犯罪被害にあった子ども／
きょうだいのみなさんへ＞



私たちが、今、あなたに一番、伝えたいのは「あなたは悪くありません」という言葉です。

とてもショックなことが起こり、あなたの心は深く傷ついています。だから、悲しみや怒り、不安を感じるのは、あたりまえです。話したいことがあったら、信頼できる人に話しましょう。お父さんやお母さん（家族）も、今、とても大変な状況だと思います。でも忘れないでください。親にとっては、どの子ども等しく大切な人なのです。

家族や友達など、誰か話せそうな人にあなたの想いを話してみましょう。

担任の先生や保健室の先生、スクールカウンセラーに相談してみるのもよいでしょう。また、子どものあなたが気軽に相談できる窓口もあります。

相談先

子どものあなたが相談できる電話番号

24時間子供SOSダイヤル（文部科学省）・・・・・・0120-0-78310

チャイルドライン・・・・・・0120-99-7777

子どもの人権110番（法務省）（平日8:30-17:15）・・0120-007-110

＜犯罪被害にあった子どものお父さん、お母さんへ＞



突然の犯罪被害に深い悲しみやショック、不安や混乱、自責の念を抱えておられると思います。まずは、ご自身の心のケアをすることが、被害にあった子どもやきょうだいのケアにつながります。周囲のサポートを受けながら、今、できることをやりましょう。

例えば、子どもにいつも通りの声かけをしたり、普段の楽しみを続けさせてあげてください。予測不能な悪い事件が起こった時には、子どもは「自分が悪いことをしたからだ」と考えがちです。しかし、「あなたのせいではない」と、しっかりと伝え、子どもを安心させてください。子どもが自分を責める言い方をした時には「あなたは悪くない」と伝えます。子どもが理解できる言葉で、事実を話してあげましょう。怒りの気持ちを見せるときは批判せず、怒りは正常な自然な反応だと認め、適切な怒りの表現方法を一緒に考えてみましょう。

ただ、大切な人を失った時に、子どもが必要とするすべてを親が「自分だけで」満たそうとする必要はありません。支援してくれるところがあります。信頼できる人を頼りましょう。

深い混乱のために、被害にあった子どもやきょうだいの気持ちに気づいてあげられなかった時は、素直に「あなたを、もちろん大事に思っているよ。混乱してしまっでごめんなさい。」と気持ちを伝えましょう。時間が経っていても、遅くありません。

相談先

福岡犯罪被害者総合サポートセンター 092-409-1356

犯罪被害相談「心のリリーフ・ライン」 092-632-7830

福岡県内の犯罪被害者等支援総合的対応窓口

精神保健福祉センター (巻末にあります)

児童相談所

＜親戚や近隣、友人のみなさまへ＞



身近な人が犯罪に巻き込まれてしまい、驚かれたと思います。犯罪は、被害者だけでなく、周囲の人も深い悲しみで包みます。犯罪が起こると、被害家族は大きな波に巻き込まれてしまいます。警察やマスコミが押し寄せるなど、いつもとは違う光景に、不安が募り、特に事件直後は、迷惑だと感じられる状態があるかも知れません。被害家族は深い悲しみの渦中にあり、十分に対応できないことをご理解ください。

また、被害家族は、これまで普通にできていた家事や育児ができなくなることがあります。日頃から親しい関係の方からの生活の具体的支援は助かります。例えば、食事を作る、買い物へ行く、ペットの散歩をするなど生活全般が不安定になりますから、そうしたサポートは助かるかもしれません。また、事件前と同じように接することやそっと見守るのも大切なサポートです。被害家族が支援を拒否した時は、今はそういう時期なのだと受け止めてください。そんな心情を理解し、なるべく、事件前と同じように接するようにしましょう。また、適切な相談支援機関などの情報を提供してみてください。

相談先

福岡犯罪被害者総合サポートセンター ・ ・ ・ ・ ・ 092-409-1356

福岡県内の犯罪被害者等支援総合的対応窓口

・ ・ ・ ・ ・ (巻末にあります)

精神保健福祉センター

＜同級生の保護者のみなさまへ＞



不幸にも、身近で犯罪被害や身近な方が亡くなる事件が起こると、周囲も、大変動揺します。子ども同士が友達で、家族ぐるみの付き合いがある、ご近所で子どもが小さいころからよく往来があり気心も知れているなど、被害家族と親しい関係にある同級生や家族は、同じように心に傷を負うことがあります。

子どもが「いつもと異なる様子」を表す場合もありますが、数週間ほどでおさまることも多くあります。よく様子を見て、しっかり関わってあげてください。

被害家族の了解を得て、子どもに、被害児本人や保護者の現状（心情）について話します。むやみにインターネット上での誹謗中傷や二次的被害を生むような書き込み、うわさ話の独り歩きが起こらないよう周囲の方に理解を求めましょう。

子どもには、事件前と変わらず友達でいることが本人への支えになると話しましょう。心配な時は、担任の先生や養護教諭等に相談しましょう。興味本位の声かけやうわさ話などから、さりげなく守りましょう。寄り添い、見守り続けていきましょう。

＜学校や関係機関のみなさまへ＞



子どもが犯罪被害にあうと学校は深い悲しみに包まれる一方で、迅速な対応を求められます。「チーム学校」として、子どもの心をケアすることに努めましょう。

「学校の危機対応と心のケアの手引き」には、教職員や教育委員会がこころのケアチームやスクールカウンセラーなどの協力を得て、学校危機に対応するための手法が示されていますので、参考にしてください。また、校内事案に備え、現場での誘導避難、応急処置、救急搬送、保護者の問合せや、来校者への対応、子どもの保護者への引き継ぎ、警察との連携、報道への対応などを事前に話し合い訓練しておきましょう。

災害、事故、事件、学校危機等の時の学校における危機対応の
詳細な手引きは下記からダウンロードができます。

（全国精神保健福祉センター長会：<http://www.zmhwc.jp/>）

「学校の危機対応と心のケアの手引き」全国保健福祉センター長会

（<http://www.zmhwc.jp/>）

「学校危機管理マニュアル」文部科学省

（<https://anzenkyouiku.mext.go.jp/mextshiryou/data/seikatsu01.pdf>）

「学校における子供の心のケアーサインを見逃さないためにー」文部科学省

（https://www.mext.go.jp/content/20240322-mxt_kenshoku-000031772_2.pdf）

「学校における性暴力事案対応マニュアル」福岡県生活安全課

（<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/uploaded/attachment/249959.pdf>）

支援機関の一覧

	支援機関	問合せ先	備考
犯罪被害全般	福岡犯罪被害者 総合サポートセンター	092-409-1356（福岡） 093-582-2796（北九州） 0942-39-4416（筑後） 0948-28-5759（筑豊）	平日 9:00～16:00
	犯罪被害相談 「心のリリーフ・ライン」	092-632-7830	平日 9:00～17:45 （祝日、年末年始を除く。）
性暴力被害に 関すること	性暴力被害者支援 センター・ふくおか	092-409-8100	24 時間 365 日
	Cure Time （キュアタイム）	https://curetime.jp/	毎日 17:00～21:00 ※SNS 相談
子どもの 相談全般	児童相談所	092-586-0023（福岡） 0942-32-4458（久留米） 0947-42-0499（田川） 0944-54-2344（大牟田） 0940-37-3255（宗像） 0979-84-0407（京築）	平日 8:30～17:15
	福岡市こども総合相談 センター（児童相談所）	092-833-3000	毎日 24 時間 （年末年始を除く。）
	北九州市子ども総合 センター（児童相談所）	093-881-4556	平日 8:30～17:15
	親子のための相談 LINE	https://kodomoshien.cfa.go.jp/no-gyakutai/oyako-line/	毎日 10:00～20:00 （年末年始を除く。）
	チャイルドライン	0120-99-7777	毎日 16:00～21:00
	子どもの人権110番	0120-007-110	平日 8:30～17:15
	子どもホットライン 24	TEL：0948-25-3434 Mail：hotline24@pref.fukuoka.lg.jp	24 時間 365 日
	北九州市 24 時間子ども 相談ホットライン	093-881-4152	24 時間 365 日
	児童生徒の悩み相談窓口	https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/linesoudan.html	毎日 18:00～21:00 （土祝日、年末年始を除く。） ※LINE 相談 （政令市を除く。）
	24時間子供SOS ダイヤル	0120-0-78310	24 時間 365 日
	福岡県警察本部 生活安全部少年課 少年サポートセンター	092-588-7830（中央） 092-841-7830（福岡） 093-881-7830（北九州） 0948-21-3751（飯塚） 0942-30-7867（久留米）	平日 9:00～17:45 （祝日、年末年始を除く。）
	各自治体の児童福祉担当課		
	学校のスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー		
精神的な事柄 に関する相談	福岡県精神保健福祉 センター	092-582-7500	平日 8:30～17:15
	北九州市立精神保健福祉 センター	093-522-8729	平日 8:30～17:15
	福岡市保健福祉センター （健康課健康づくり係）	092-645-1079（東区） 092-419-1092（博多区） 092-761-7339（中央区） 092-559-5118（南区） 092-831-4209（城南区） 092-851-6015（早良区） 092-895-7074（西区）	平日 9:00～17:00

福岡県内の犯罪被害者等支援総合的対応窓口

市町村	担当窓口	電話番号	市町村	担当窓口	電話番号
北九州市	福岡犯罪被害者 総合サポートセンター	093-582-2796	篠栗町	総務課	092-947-1113
福岡市	福岡犯罪被害者 総合サポートセンター	092-409-1356	志免町	生活安全課	092-935-1181
大牟田市	生活安全推進課	0944-41-2730	須恵町	総務課	092-932-1151
久留米市	安全安心推進課	0942-30-9094	新宮町	地域協働課	092-963-1734
直方市	防災・地域安全課	0949-25-2223	久山町	総務課	092-976-1111
飯塚市	防災安全課	0948-22-5500	粕屋町	協働のまちづくり課	092-938-0173
田川市	安全安心まちづくり課	0947-85-7113	芦屋町	福祉課	093-223-3530
柳川市	総務課	0944-77-8151	水巻町	総務課	093-201-4321
八女市	防災安全課	0943-24-8146	岡垣町	福祉課	093-282-1211
筑後市	福祉課	0942-65-7019	遠賀町	住民課	093-293-1242
大川市	地域支援課	0944-85-5605	小竹町	企画調整課	0949-62-1214
行橋市	総合窓口課市民相談室	0930-25-1111	鞍手町	まちづくり課	0949-42-2033
豊前市	総務課	0979-82-1111	桂川町	健康福祉課	0948-65-0001
中間市	安全安心まちづくり課	093-246-2017	筑前町	環境防災課	0946-42-6609
小郡市	防災安全課	0942-72-2111	東峰村	総務企画課	0946-72-2311
筑紫野市	危機管理課	092-923-1111	大刀洗町	福祉課	0942-77-2266
春日市	安全安心課	092-584-1111	大木町	総務課	0944-32-1013
大野城市	生活安全課	092-580-1897	広川町	企画課	0943-32-1196
宗像市	総務課	0940-36-1272	香春町	総務課	0947-32-2511
太宰府市	防災安全課	092-921-2121	添田町	福祉環境課	0947-82-1232
古賀市	総務課	092-942-1112	糸田町	人権推進課	0947-26-4024
福津市	人権政策課	0940-43-8129	川崎町	人権推進課	0947-73-3277
うきは市	市民協働推進課	0943-75-4982	大任町	総務企画財政課	0947-63-3000
宮若市	総務課	0949-32-0511	赤村	総務課	0947-62-3000
嘉麻市	防災対策課	0948-42-7418	福智町	福祉課	0947-22-7762
朝倉市	防災交通課	0946-22-1111	苅田町	福祉課	093-434-1039
みやま市	市民相談室	0944-88-8944	みやこ町	総務課 人権男女共同参画室	0930-32-6009
糸島市	危機管理課	092-332-2110	吉富町	未来まちづくり課	0979-24-1122
那珂川市	生活福祉課	092-953-2211	上毛町	総務課	0979-72-3111
宇美町	福祉課	092-932-1111	築上町	総務課	0930-56-0300

＜作成＞ 福岡県（人づくり・県民生活部生活安全課）

＜協力＞ 福岡県（県警本部、教育委員会、こども福祉課、精神保健福祉センター）

福岡市（こども総合相談センター（児童相談所）、保健予防課）

北九州市（こども総合センター（児童相談所）、北九州市立精神保健福祉センター）



犯罪の被害にあった子ども・きょうだいのためのサポートブック

発行：令和7年6月

編集：福岡県人づくり・県民生活部生活安全課